(厚生労働委員会)

持 続 可 能 な 医 療 保 険 制 度 を 構 築す る た \Diamond 0 玉 民 健 康 保 険 法 等 0) 部 を 改 正 する 法 律 案 閣 法 第

二八号)(衆議院送付)要旨

本 法 律 案 は 持 続 可 能 な 医 療 保 険 制 度 を 構 築 す る た め、 医 療 保 険 制 度 \mathcal{O} 財 政 基 盤 \mathcal{O} 安 定 化 医 療 保 険 0) 保

を 講 ず る ほ か 患 者 \mathcal{O} 申 出 に 基 づ き 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 高 度 \mathcal{O} 医 療 技 術 を 用 1 た 療 養 を 保 険 外 併 用 療 養 費

険

料

に

係

る

玉

民

 \mathcal{O}

負

担

に

関

す

る

公

平

 \mathcal{O}

確

保

医

療

保

険

 \mathcal{O}

保

険

給

付

 \mathcal{O}

対

象

と

な

る

療

養

 \mathcal{O}

範

井

 \mathcal{O}

適

正

化

等

の措

置

 \mathcal{O} 支 給 \mathcal{O} 対 象 لح す る 等 \mathcal{O} 措 置 を 講 ľ ょ うと す る Ł \mathcal{O} で あ り、 そ \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} と お り で あ る。

第一 国民健康保険法の一部改正

- 都 道 府 県 は 当 該 都 道 府 県 内 \mathcal{O} 市 町 村 特 別 区 を含い む。) ととも に、 玉 民 健 康 保 険 を 行 う ŧ 0 とする。
- _ 都 道 府 県 は 玉 民 健 康 保 険 \mathcal{O} 財 政 \mathcal{O} 安 定 化 を 义 る た 8 財 政 安 定 化 基 金 を 設 け る ŧ \mathcal{O} と す る。
- \equiv 玉 は 玉 民 健 康 保 険 組 合 に 対 し、 療 養 \mathcal{O} 給 付 等 に 要 す る 費 用 \mathcal{O} 額 等 に 0 1 て、 玉 民 健 康 保 険 組 合 0 財

政 力 を 勘 案 L て 百 分 \mathcal{O} 十三 か 5 百 分 の三十二ま で \mathcal{O} 範 用 内 に お V て 政 令 で 定 め る割 合 を 乗じ て 得 た額 箬

を補助することができる。

第二 健康保険法の一部改正

被 保 険 者 が 厚 生 労 働 省 令 で 定 め るところ に ょ り、 保 険 医 療 機 関 等 \mathcal{O} う 5 自 己 \mathcal{O} 選 定 す る ŧ 0 か 5

患 者 申 出 療 養 等 を 受 け た とき は そ \mathcal{O} 療 養 に 要 L た 費 用 に 0 1 て、 保 険 外 併 用 療 養 費 を 支 給 す る。

玉 庫 は 当 分 \mathcal{O} 間 全 玉 健 康 保 険 協 会 が 管 掌 す る 健 康 保 険 \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 執 行 に 要 す る 費 用 \mathcal{O} う ち 被 保 険

者 に 係 る 療 養 \mathcal{O} 給 付 等 に 要 す る 費 用 \mathcal{O} 額 等 に 千 分 \mathcal{O} 百 六 + 兀 を 乗 じ て 得 た 額 等 を 補 助 す る。

第三 高 齢 者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確 保 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} _ 部 改 正

都 道 府 県 は 六 年ごとに、 六 年 を 期 لح L て、 都 道 府 県 医 療 費 適 正 化

被 用 者 保 険 等 保 険 者 に 係 る 後 期 高 齢 者 支 援 金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算 定 に 0 1 て、 そ 0) 額 \mathcal{O} 全 て を 被 用 者 保 険 等 保 険

計

画

を

定

8

る

ŧ

 \mathcal{O}

と

す

る。

者 \mathcal{O} 標 準 報 酬 総 額 に 応 じ た ŧ \mathcal{O} とす る _

第四 施行期日

0 法 律 は 平 成 三 + 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る。 ただし、 第 0 は平成二十 七 年 兀 月 日 カコ ら、 第

 \mathcal{O} 第 0) 及 び 第 三 \mathcal{O} は 平 ·成二十 八 年 兀 月 日 カュ ら、 第 \equiv \mathcal{O} は 平 ·成二十 九 年 兀 月 日 か 5 施 行 す

る。 な お 衆 議 院 に お い て、 第二の二に つ 7 て は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 す る旨 0) 修 正 が 行 わ れ た。